

長岡京市行政評価システム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政評価システムに関する基本的な事項を定めることにより、市民の視点に立った成果を行政運営に反映させ、行政評価に関する情報を公開し、市民への説明責任を果たすとともに、総合計画を効果的及び計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 行政評価システムにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 計画体系上の事務事業を、一定の基準又は指標を用いて、目標又は目的の達成度についての測定及び課題の検証（以下これらを「評価」という。）を行い、その結果を行政運営の改善につなげる仕組みをいう。
- (2) 計画体系 総合計画に掲げる市の将来像を実現するために、具体的な手段を順次細分化し、柱、分野、施策及び事務事業の目的手段関係の連鎖による4層構造となっているものをいう。
- (3) 柱 市の将来像を実現するために、行政運営上の基本目標を定めたものをいう。
- (4) 分野 基本目標を達成するための手段となるもので、行政運営上の基本的な方針を定めたものをいう。
- (5) 施策 政策の目的を達成するための手段となるもので、行政運営上の個々具体的な方針を定めたものをいう。
- (6) 事務事業 施策の目的を達成するための手段となるもので、特定目的ごとの行政活動の単位となるものをいう。

(評価の基本的な方針)

第3条 市は、評価を行う場合においては、指標を用いて客観的な判定を行い、行政運営上の判断を行ううえで必要な情報を提供するものとする。

- 2 市は、評価の結果を行政活動に的確に反映させ、行政サービスの質的向上を図るものとする。
- 3 市は、評価に関する情報を公表し、行政運営の透明性の向上を図るものとする。

(行政評価の実施)

第4条 行政評価を行うにあたっては、長岡京市行政評価システムに基づき、適切に実施するものとする。

(評価の主体)

第5条 事務事業を担当する部局は、当該事務事業を企画立案し遂行する立場から、事務事業について自ら評価を行うものとする。

(評価結果の活用)

第6条 評価結果は、各所属における自己点検、計画等の進行管理、事務事業の整理及び予算編成に活用しつつ、効率的かつ効果的な行政運営の向上改善に資するよう努めるものとする。

(評価の公表)

第7条 市は、評価の結果について、終了後すみやかに市民に公表するものとする。

(取組み体制)

第8条 市長は、行政評価システムの全庁的な理解を深めるとともに、評価が適切に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(相互協力)

第9条 各所属長は、評価が市として一体的かつ総合的に行われるよう相互に必要な協力を行うものとする。

(他の制度等との関係)

第10条 評価の際には、監査委員が行う監査等の他制度と重複しないようにし、それぞれが有効的に機能するよう整合を図るものとする。

(事務局)

第11条 行政評価制度の運営に関する事務は、企画主管課において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。